

ICRP 1990年勧告の取り入れに伴う放射線防護関係法令の改正内容比較表

項目	文部科学省 放射線障害防止法 (旧法令から変更された部分に下線)	厚生労働省 電離放射線障害防止規則 (障害防止法と異なる部分に下線)	医療法施行規則	人事院 人事院規則10-5 (障害防止法と異なる部分に下線)
	1. 用語の変更	実効線量当量 組織線量当量 線量当量 放射線測定用具 但し、外部被ばくのモニタリング線量を意味するものとして用いられた1cm線量当量等の名称については変更なし	実効線量当量 組織線量当量 (モニタリング線量を表す場合を除く) 線量当量 (モニタリング線量を表す場合を除く) 照射線量(率) 自由空気中の空気カーマ(率) 被ばく線量測定用具、測定器 放射線測定器	「障害防止法」と同じ
2. 職業被ばくに対する実効線量限度及び等価線量限度	平成13年4月1日以後5年後ごとに区分した各期間につき100mSv 4月1日を始期とする1年間に50mSv 眼の水晶体については、4月1日を始期とする1年間に150mSv 皮膚については、4月1日を始期とする1年間に500mSv	5年間に100mSv、かつ、1年間に50mSv(5年間の始期は定めていない) 眼の水晶体については1年間に150mSv 皮膚については1年間に500mSv 基発第253号により、事業者が事業場ごとに定める日を始期として差し支えない	「障害防止法」と同じ	平成13年4月1日及びその5年後ごとの4月1日を始期とする5年間に100mSv、かつ4月1日を初日とする1年間に50mSv 眼の水晶体については、4月1日を初日とする1年間に150mSv 皮膚については、4月1日を始期とする1年間に500mSv
3. 女性の職業被ばくに対する実効線量限度及び等価線量限度	女子(妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を使用者等に書面で申出た者及び妊娠中の女子を除く。)については、2-及びに規定するほか、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間に5mSv 妊娠中である女子については、2-及びに規定するほか、本人の申出等により使用者が妊娠の事実を知ったときから出産までにつき、内部被ばくについて1mSv 妊娠中である女子の腹部表面については、3-に規定する期間について2mSv	女性(妊娠する可能性がないと診断されたもの及び妊娠と診断されたものを除く。)については3月間に5mSv(始期は定めていない) 妊娠と診断された女性は、妊娠と診断されたときから出産までの間について腹部表面に受ける等価線量について2mSv 内部被ばくによる実効線量について1mSv 基発第253号により、事業者が事業場ごとに定める日を始期として差し支えない	「障害防止法」と同じ	女子(妊娠する可能性がないと診断された女子及び妊娠中の女子を除く。)については4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を初日とする各3月間に5mSv 妊娠中である女子の腹部表面については、妊娠と診断されたときから出産までの間につき2mSv 妊娠中である女子については妊娠と診断されたときから出産までの期間については、内部被ばくによる実効線量について1mSv
4. 測定について (1) 場所	1cm線量当量(率)について行う。ただし、70µm線量当量(率)が1cm線量当量(率)の10倍を超えるおそれのある場所においては、70µm線量当量(率)についても行う。(3mm線量当量が削除)	「障害防止法」と同じ	「障害防止法」と同じ	「障害防止法」と同じ
(2) 外部被ばく	胸部(女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者等に書面で申出た者を除く。))にあっては腹部について1cm線量当量及び70µm線量当量(中性子線については、1cm線量当量)を測定する。 頭部及びげい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくによる線量当量が最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部から成る部分(において腹部で測定する女子にあっては腹部及び大たい部から成る部分)以外の部分である場合にあっては、のほか当該外部被ばくによる線量当量が最大となるおそれのある部分について、1cm線量当量及び70µm線量当量を測定する。(3mm線量当量が削除) 管理区域に一時的に立ち入る者の外部被ばくが実効線量について100µSvを超えるおそれのないときはこの限りではない。	男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性にあっては胸部、その他の女性にあっては腹部 頭・頸部、胸・上腕部及び腹・大腿部のうち、最も多く放射線にさらされるおそれのある部位(これらの部位のうち最も多く放射線にさらされるおそれのある部位が男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性にあっては頭部・上腕部、その他の女性にあっては腹・大腿部である場合を除く。) 最も多く放射線にさらされるおそれのある部位が頭・頸部、胸・上腕部及び腹・大腿部以外の部位であるときは、当該最も多く放射線にさらされるおそれのある部位(中性子線の場合を除く。) (一時的に管理区域に立ち入る者全てについて測定義務を課している。ただし、基発第253号により、0.1mSvを超えないことが確認されているときは測定を行ったものとみなして取り扱って差し支えない。)	「障害防止法」と同じ	「電離則」と同じ
(3) 内部被ばく	3月を超えない期間ごとに1回(本人の申出等により使用者等が妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては、出産までの間1月を超えない期間ごとに1回)行う。 管理区域に一時的に立ち入る者の内部被ばくが実効線量について100µSvを超えるおそれのないときはこの限りではない。	内部被ばくによる線量は3月以内(1月に受ける実効線量が1.7mSvを超えるおそれのある女性(妊娠する可能性がないと診断されたものを除く。))及び妊娠中の女性(1月以内)ごとに1回行う。 (一時的に管理区域に立ち入る者全てについて測定義務を課している。ただし、基発第253号により、0.1mSvを超えないことが確認できる場合は測定を行ったものとみなして取り扱って差し支えない。)	「障害防止法」と同じ	「電離則」と同じ
5. 測定の記録 (1) 外部被ばく	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間(本人の申出等により使用者等が妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては、毎月1日を始期とする1月間)及び4月1日を始期とする1年間について集計し、記録する。	規定なし	規定なし	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を初日とする各3月間、4月1日を初日とする1年間(これらに加え、女子(実効線量が1.7mSv/1月を超えるおそれのない者は除く。))にあっては、毎月1日を始期とする1月間)ごとに測定の結果を記録する。
(2) 内部被ばく	変更なし (測定の都度行う。)	規定なし	規定なし	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を初日とする各3月間、4月1日を初日とする1年間(これらに加え、女子(実効線量が1.7mSv/1月を超えるおそれのない者は除く。))にあっては、毎月1日を初日とする1月間)ごとに測定の結果を記録する。(外部被ばくと同じ)

項目	文部科学省 放射線障害防止法 (旧法令から変更された部分に下線)	厚生労働省		人事院 人事院規則10-5 (障害防止法と異なる部分に下線)
		電離放射線障害防止規則 (障害防止法と異なる部分に下線)	医療法施行規則	
6. 算定の記録	<p>実効線量及び等価線量を4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間(本人の申出等により使用者等が妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては、毎月1日を始期とする1月間)及び4月1日を始期とする1年間について算定し、記録する。</p> <p>実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20mSvを超えた場合は、当該1年間以降は、当該1年間を含む5年間の累積実効線量を当該期間について毎年度集計する。</p>	<p>一日における外部被ばくによる線量が1cm線量当量について1mSvを超えるおそれのある労働者については、外部被ばくによる線量当量の測定の結果を毎日確認しなければならない。</p> <p>男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性の実効線量の3月ごと、1年ごと及び5年ごとの合計(5年間において、実効線量が1年間につき20mSvを超えたことのない者については、3月ごと及び1年ごとの合計)</p> <p>女性(妊娠する可能性がないと診断された者を除く。)の実効線量の1月ごと、3月ごと及び1年ごとの合計(一月間に受ける実効線量が1.7mSvを超えるおそれのないものについては、3月ごと及び1年ごとの合計)</p> <p>人体の組織別の等価線量の3月ごと及び1年ごとの合計</p> <p>妊娠中の女性の内部被ばくによる実効線量及び腹部表面に受ける等価線量の1月ごと及び妊娠中の合計</p> <p>算定の記録は30年間保存する。但し、当該記録を5年間保存した後に、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。</p>	規定なし	<p>4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を初日とする各3月間並びに4月1日を初日とする1年間(これらに加え、女子(実効線量が1.7mSv/1月を超えるおそれのない者は除く。)にあっては、毎月1日を初日とする1月間)ごとに測定の結果に基づき算定した実効線量及び等価線量を記録する。</p> <p>実効線量の算定の結果、4月1日を初日とする1年間についての実効線量が20mSvを超えた場合は、当該1年間以降は、2 - で定める5年間の累積実効線量を当該期間中毎年度集計し、記録を作成する。</p>
7. 健康診断	<p>(イ)対象者及び頻度 放射線業務従事者(一時的に立ち入る者を除く。)について、初めて管理区域に立ち入る前、及び管理区域に立ち上った後は1年を超えない期間ごとに行う。</p> <p>(ロ)問診及び検査 問診 被ばく歴の有無、被ばくの状況検査 イ.末しょう血液中の色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率 ロ.皮膚 ハ.眼 ただし、イ、ロ、ハ(初めて管理区域に立ち入る前の健康診断にあっては、イ及びロを除く。)については医師が必要と認める場合に限る。</p> <p>健康診断の省略規定が削除されたため、問診については全員に対して毎年行うこと。</p>	<p>1.雇入れ・配置換えの際及びその後6カ月以内ごとに1回、次の項目について健康診断を行うこと。 被ばく歴の有無の調査及びその評価 白血球数及び白血球百分率の検査 赤血球数の検査及び色素量又はヘマトクリット値の検査 白内障に関する眼の検査 皮膚の検査</p> <p>2.雇入れ・配置換えの際の健康診断では、線源の種類等に応じて上記1の を省略できる。</p> <p>3.定期健康診断では、医師が必要でないと認めるときは上記1の からまでの項目の全部又は一部を省略できる。</p> <p>ただし、前年1年間の実効線量が5mSvを超えず、かつ、当年1年間の実効線量も5mSvを超えるおそれのない者については、医師が必要と認めた場合を除き、上記1の からまでの項目は実施する必要がない。省略等の可否については基発第568号に判断基準が示されている</p>	規定なし	<p>初めて管理区域に立ち入る前に行う健康診断及び管理区域に立ち上った後に行う特別定期健康診断の対象者、頻度等は次のとおり。</p> <p>(1)初めて管理区域に立ち入る前に行う健康診断については線源の種類に応じて「白内障に関する眼の検査」を省略することができる。</p> <p>(2)特別定期健康診断は、業務に従事した後6月を超えない期間ごとに1回行う。</p> <p>(3)特別健康診断は、医師が必要でないと認めるときは からまでの項目の全て又は一部を省略することができる。</p> <p>(4)前年度の実効線量が5mSvを超えず、かつ、当該年度の実効線量が5mSvを超えるおそれのない職員については(3)にかかわらず、医師が必要と認めるときに限り からまでの項目の全部又は一部を行う。</p> <p>項目 被ばく経歴の評価(問診) 末梢血液中の白血球数及び白血球百分率の検査 末梢血液中の赤血球数の検査及び色素量又はヘマトクリット値の検査 白内障に関する眼の検査 皮膚の検査</p>
8. 管理区域	<p>外部放射線に係る線量は、実効線量が3月間につき1.3mSvを超え、 空気中の放射性同位元素の濃度は、3月間についての平均濃度が空气中濃度限度の1/10を超え、 放射性同位元素によって汚染される物の表面の密度が表面密度限度の1/10を超えるおそれのある場所</p>	<p>外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が3月間につき1.3mSvを超えるおそれのある区域 放射性物質の表面密度が表面密度限度の1/10を超えるおそれのある区域</p>	「障害防止法」と同じ	「障害防止法」と同じ

定期健康診断における検査項目の省略早見表

検査項目	旧電離則		新電離則	
	15mSv以下	15mSv超え	5mSv以下	5mSv超え
白血球数				
白血球百分率				
赤血球数				

検査項目	旧電離則		新電離則	
	15mSv以下	15mSv超え	5mSv以下	5mSv超え
色素量又はヘマトクリット値				
眼				
皮膚				

注 : 必ず、検査が必要。省略不可
: 原則、検査が必要。ただし、医師が必要ないと認めるときは省略可。
: 原則、検査が必要。ただし、医師が必要と認めるとき実施。